

総論

第1 入学試験要項（法学既修者コース 一般選抜（6科目））¹

1 募集人員・競争倍率

(1) 募集人員

約 80 名

※法学既修者コース全体では、特別選抜（5年一貫型）約 45 名（地方枠 4 名を含む）及び特別選抜（開放型）約 45 名を合わせた約 170 名

(2) 競争倍率

2025 年度：4.94 倍（募集人数約 80、合格者数 178／受験者数 879）

2024 年度：3.68 倍（募集人数約 80、合格者数 222／受験者数 720）

2023 年度：3.31 倍（募集人数約 80、合格者数 243／受験者数 804）

2022 年度：3.08 倍（募集人数約 80、合格者数 241／受験者数 743）

※小数点第 3 位を四捨五入

※特別選抜（5年一貫型）は 1.05 倍～1.07 倍、特別選抜（開放型）は 2.17 倍～3.26 倍

※2021 年度～2019 年度（特別選抜導入前）は 2.00 倍～2.01 倍

2 評価項目

- 論述式試験（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）：80%
- 提出書類（志願者報告書、学部成績など）：20%

ただし、論述式試験において、その成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない科目が 1 科目でもある者は不合格となる。

3 論述式試験

(1) 出題形式

憲法・民法・刑法については、問い合わせ（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を 50 分として出題する。商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、問い合わせ（比較的簡潔な事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を 40 分として出題する。商法の出題範囲は、

¹ https://www.ls.keio.ac.jp/nyugakushikenyoko202604_2.pdf から抜粋（1(2)及び3(4)を除く。1(2)は、<https://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/result.html> を参照）

商法総則、商行為法（保険・海商法を除く）、会社法、手形法・小切手法とする。解答にあたり、全科目について、本研究科が用意する六法の使用を認める。

法学既修者として要求される基礎的な知識、理解および法的な思考能力を十分に身につけているかを評価する。

(2) 試験時間

1 時限 憲法・民法・刑法	10：00 ～ 12：30 (150 分)
2 時限 商法・民事訴訟法・刑事訴訟法	14：10 ～ 16：10 (120 分)

(3) 科目の配点比率

憲法・民法・刑法各 3 : 商法・民事訴訟法・刑事訴訟法各 2

(4) 答案用紙の形式について

不見当（ただし、30 行×4 頁（120 行）との不確定情報がある。）

第2 論述式試験の傾向と対策

1 総論

基本的な論点に関する出題、具体的には百選掲載判例や近年の重要判例に関する出題が多い。ただし、常に判例と全く同じ事案が出題されているわけではなく、事案の異なる問題も出題されている（特に憲法・民法・刑法）。そのため、単に判例の判旨だけを記憶するような学習では不十分であり、事案の概要、問題の所在、規範（理由付けを含む。）、あてはめに加え、周辺知識まで含めて、正確に理解・記憶することが重要である。

また、上記のとおり、試験時間が短い上に、特に憲法・民法・刑法については、複数の論点が絡み合った問題が出題される傾向があり（他方、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、基礎的な問題が出題される傾向にある。）、時間や答案用紙の紙面が大幅に不足することが予想される。そのため、基本的事項については、正確かつ簡潔に記載できるように、事前に準備しておく必要がある。加えて、論点の取捨選択や、メリハリをつけた論述も必要になる。

なお、一部応用・発展的な問題が出題されることがあるが、そのような問題についても完答しなければ合格できないという試験ではない。応用・発展的な問題の前提となっている基本的事項に関し正確な理解を示すことができれば、十分合格することができるであろう。

2 憲法

内容面としては、外国人の人権享有主体性、新しい人権、平等原則、政教分離、表現の自由（集会の自由）、職業選択の自由（営業の自由）、財産権及び部分社会の法理に関する出題が多い。したがって、これらの分野については、重点的に準備しておくことが必要であろう。とはいっても、これらの分野以外からの出題も当然予想されるため（例えば、団体と構成員の自由、選挙権、信教の自由、居住移転の自由、学問の自由、生存権等に関する問題も出題されている。）、どのような出題がされても最低限は「守れる」ような準備をすべきである（以下、他の科目についても同じ。）。

形式面としては、従前、いわゆる主張反論型での出題が続いていたが、近時の司法試験・予備試験の傾向の変化を受けてか、2019年度、2021年度及び2022年度、2024年度はいわゆる意見書型での出題が、2020年度は原告訴訟代理人弁護士としての主張を問う出題がなされた（ただし、これも司法試験の傾向の変化を受けてか、2023年度は主張反論型に回帰した。）。もっとも、問われている本質的な事項には全く変化がない（年度によっては、意見書型であっても、「反論を踏まえて」論じることが求められることがある。）。推奨されるのは王道の学習であり、答案表現上の小手先のテクニックを覚えるような学習方法は全く無意味である。

3 民法

内容面としては、代理、時効、物権総論、抵当権、所有権留保、受領遅滞、債務不履行、債権者代位権、詐害行為取消権、債権譲渡、表見受領権者に対する弁済、同時履行の抗弁権、危険負担、売買（契約不適合責任）、賃貸借、不当利得及び日常家事債務に関する出題が比較的多いが、それ以外にも全ての分野から満遍なく出題されているといってよい。したがって、特定の分野に偏ることなく準備すべきである。

形式面としては、請求や主張の可否を問う一般的な出題形式が基本であるが、近年は、「反論を踏まえて」（「反論も想定して」）解答することを求める出題が多い。

なお、「法科大学院入試」であるので、無理に要件事実的な論述をする必要はなく（建前上、要件事実は法科大学院で学習することになっている。）、「請求→法的根拠→要件→効果」「反論→法的根拠→要件→効果」という民法答案の基本的な枠組みを守りつつ、その枠組みの中で問題となる論点について法的三段論法で論じるという、法律家としての正しい思考回路を文章にすれば足りる（ただし、要件事実的な発想は、主張反論構造を把握する上で極めて有用であることは言うまでもない。）。

4 刑法

内容面としては、因果関係、故意（錯誤）、早すぎた（遅すぎた）構成要件の実現、正当防衛、誤想（過剰）防衛、未遂犯（不能犯、中止犯）、共同正犯（成立要件、射程、離脱）、傷

害（傷害致死、同時傷害の特例）、住居侵入、窃盜（不法領得の意思）、強盜（事後強盜、強盜致死傷）、詐欺、横領、占有離脱物横領、放火及び文書偽造に関する出題が多い。また、罪数処理が必要となる問題も多いため、最後まで気を抜いてはならない。

形式面としては、「○の罪責を論じなさい」といった一般的な出題形式が基本であるが、2019年度には、簡易な事例について、適用される条文のみを答えさせる問題が、2020年度～2022年度は、適用される条文を（犯罪が不成立の場合には不可罰と）指摘させた上で、その理由をごく簡潔に（25文字以内で）述べさせる問題が出題されている（ただし、2023年度は一般的な出題形式に回帰した。2024、2025年度も同様）。いずれの年度においても、問われている内容 자체は通常の事例問題でも問われるような典型論点のため、過度の心配は不要であるが、2020年度～2022年度の形式の出題については、ある程度事前に訓練しておかなければ現場で即座に対応することは困難であろう。2023年度から通常の罪責検討型の問題のため、過度に2020～2022年度の形式を気にする必要はないのではないか。

5 商法

内容面としては、譲渡制限株式、取締役の義務（説明義務、法令遵守義務、忠実・善管注意義務、監視監督義務）、利益相反取引、取締役会決議の瑕疵、任務懈怠責任、第三者責任、株主総会決議取消しの訴え、株主代表訴訟及び新株発行からの出題が多い。なお、建前上は出題範囲に含まれている商法総則、商行為法（保険・海商法を除く。）及び手形法・小切手法の出題はみられない。

形式面としては、一般的な出題形式ばかりであり（憲法や民法のように反論が求められることはほぼなく、私見のみを述べれば足りる。）、論すべき分量も少ない出題が多い。なお、一時期、いわゆる一行問題が出題されていたことがあるが、近年は出題されていないので気にする必要はないであろう。仮に出題されても、条件は他の受験生も同じであるため、焦らずに基本的事項の理解を答案上に表現すれば足りると思われる。

6 民事訴訟法

内容面としては、一部請求、相殺（相殺と二重起訴）、訴えの利益（将来給付の訴えの利益、確認の利益）、処分権主義、弁論主義、裁判上の自白、既判力（客観的範囲、主観的範囲、時的限界）、訴えの変更、複雑訴訟（通常共同訴訟、固有必要の共同訴訟）及び控訴（控訴の利益）からの出題が多い。

形式面としては、複数の設問が出題されるが、各設問は独立しており、ほぼ「一設問一論点」であるため、論すべき分量も少ないという出題が近年は多くなっている。

7 刑事訴訟法

内容面としては、行政警察活動（職務質問における「停止」させる行為、所持品検査）、強制処分該当性と任意捜査の限界、（準）現行犯逮捕、逮捕前置主義、勾留、令状に基づく捜索・差押え、領置、訴因（特定、要否、可否）、伝聞法則（伝聞例外）及び違法収集証拠排除法則からの出題が多い。

形式面としては、いわゆる下三法の中では一番分量が多い。また、問われている内容自体は基本的なことばかりであるが、それを「ペーツごと」に分解して小問形式で問うという形式の出題が近年は多くなっており、普段の学習から「結論のみ」「規範のみ」を丸暗記するという学習の仕方では対応できない。なお、2021年度～2023年度は行数指定の説明型問題が出題されている（2019年度及び2020年度、2024、2025年度に行数指定の説明型問題は出題されなかった。）。このような形式の出題が継続するか否かは不明であるが、簡潔かつ要点をついた論述をする能力は通常の事例型問題においても要求されるため、一応は過去問を用いて訓練を積むことが必要である。

以 上

2024 年度憲法・解答例

1 本決定が無効となるか否かについては以下のように判断していく。まず、本決定による A 市内他地区への寄付行為が「目的の範囲」（地方自治法（以下「法」という。）260 条の 2 第 1 項）に含まれるか否か。次に目的の範囲内である場合であっても、構成員からの金銭徴収が、構成員の思想良心の自由（憲法 19 条）との関係で過大な負担を課すものとして公序良俗（民法 90 条）に反しないか否か、について検討していく。なお、群馬司法書士会においては、①団体の目的的範囲内の行為かどうか、②会員の協力義務の限界を超えて公序良俗違反になるかどうかを別個に判断する二段階の審査がされ、目的的範囲内であれば、「本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き」会員の協力義務を肯定するという構成がとられる。これに対し、南九州税理士会事件は、そもそも目的的範囲内の行為かどうかの判断において、会員の協力義務の限界を超えているかどうかについても判断する、一段階の構成をとっている。この構成の違いについては、当該寄付の性質、対象の違いが大きいと説明されているところ、被災支援という点での共通性から、群馬司法書士会事件の判断枠組を以下でとっていく。

2 目的の範囲内か否か

- (1) 「目的の範囲内」とは当該団体の目的を遂行するうえで、直接又は間接に必要な行為をいう。行為が目的の範囲内か否かについては、憲法が保障する人権価値に加えて、強制加入か否かといった当該団体の性格、当該寄付行為の目的といった寄付行為の性質等を総合考慮して判断する。
- (2) たしかに、C 自治会には B 地区の 95 % の住民が加入していることから、事実上の強制加入性があり、思想良心の自由は重要な憲法上の権利である。

しかし、本件の C 自治会は「地縁による団体」（法 260 条の 2 第 1 項）として認可を受けた認可地縁団体である。同条 7 項では「個人の加入を拒めないこととなっており、C 自治会規約 3 条 3 項でも退会希望時に正当な理由なく拒めないと定める等、法律上の強制加入性はない。

また、「地縁による団体」は「地域的な共同活動を円滑に行う」ことを

目的としている（法260条の2）。寄付はB地区のために行われるものではないが、同じA市内であり、被災支援という緊急、公益目的のためになされる寄付であり、近隣地区で相互に助け合い、今後の関係性を良好化することで、B地区の発展に資する。あくまでも被災支援目的の寄付であり、南九州税理士会事件のような、政治献金ではない。

(3) したがって、目的の範囲内である。

3 目的の範囲内であったとしても、協力義務を超えて公序良俗に反しないか。

(1) 公序良俗違反か否かを判断する際に、上記、目的の範囲内か否かを判断する観点に加え、徴収額や徴収方法も含めて総合的に判断する。

(2) Xとしては自分の望まない寄付を強制されることが思想良心の自由に反すると主張することが考えられる。たしかに、南九州税理士会事件を考慮すると、その主張も正当と思える。しかし、当該事件は本件寄付と異なり政治献金であって、個人の人格的利益との結びつきが本件寄付よりも強いものであったからの判例ともいえる。

前述のように本件寄付はB地区の人々の発展にも資するものであるといえる。

また、たしかに、一般会費からではなく、追加徴収される特別会費から出されているものの、年額6000円（C自治会規約6条）と比べても100円ときわめて軽微な額の徴収である。

(3) したがって、協力義務の範囲内であり、公序良俗に反しない。

4 よって、Xの相談に対し上記内容を理由として、支払義務を負う可能性が高い、と回答すべきである。

以上

2024 年度民法・解答例

第1 設問1

1 DはBCに対して甲の4、5階の所有権（民法（以下、法令名省略）206条）に基づく返還請求として明渡しを求める。

(1) これが認められるには、①Dが甲4、5階を所有、②BCが甲4、5階を占有していることが必要である。

(2) ① Dは、2023年3月1日当時、甲を所有していたAから代金5億円で甲を購入する旨の売買契約（555条）を締結している。したがって、請求時点である同年6月時点で甲の4、5階の所有権を有する。

② BCはそれぞれ、甲の4、5階につき、スポーツ・ショップ、スポーツ・バーとして使用することで占有している。

(3) よって、Dの主張は認められる。

2 これに対してBCは賃貸借契約（601条）に基づく占有権原の抗弁を主張することが考えられる。

(1) Bは2021年5月20日に当時甲を所有していたAとの間で甲4、5階を賃料月額各100万円で賃借する旨の契約を締結し、それにに基づき引渡しを6月1日に受けしており、対抗要件も満たす（借地借家法31条）。

(2) Cは甲5階の使用収益権原を有するBとの間で2022年5月15日に賃料100万円で甲5階の賃貸借契約を締結し、それにに基づき引渡しを受けている。

(3) よって、BCの反論も認められる。

3 Dは605条の3第1項により、賃貸人の地位をAから取得する。そして、2の反論に対する再反論として、賃貸借契約の解除を主張する。

(1) 用法遵守義務違反について

本件AB間賃貸借契約はスポーツ・ショップの営業を目的とするものである。しかし、甲5階はスポーツ・バーとして利用されているから、用法遵守義務違反が認められる（616条、594条1項）。

(2) 無断転貸について

BC間の賃貸借契約は当時の賃貸人Aの承諾を得ていない。またCはBから引渡しを受けているから、612条1項の「承諾」を得ることなく「転貸」し、同条2項の「第三者に賃借物の使用又は収益をさせた」とい

える。

したがって A に解除権が発生し得る。

そして、2023年3月1日に A D 間で甲の売買契約が締結され、賃借人 B の対抗力が具備されていることから、A の賃貸人の地位が D に移転する（605条の2第1項）。これに伴い、解除権を行使し得る地位も移転する。

4 B はこれに対する再々反論として背信性がないことを主張する。

(1) 賃貸借契約は当事者の信頼関係に基づく継続的な契約であるから賃借人の債務不履行が信頼関係を破壊しない場合は解除ができないと解する。信頼関係を破壊するか否かは、当事者それぞれの事情、契約内容等から社会通念に基づき総合的に判断する。

(2) たしかに、スポーツ・バー開店に伴い、改装をしているから、使用形態の変化も軽微とはいえない。スポーツ・ショップとスポーツ・バーは客層が必ずしも類似するとはいえず、醉客が店を損壊、汚損するおそれもある。

しかし、C は B の妻の弟であり、家族ぐるみでスポーツ・ショップを手伝っていたことから、甲の用法についても理解しているといえる。また、B C 間の賃貸借契約は、期間も A B 間の終了に合わせており、賃料も 100 万円と、B に差額賃料を取得する意思もない。さらに D は見学したうえで、スポーツ・バーを気に入り A から甲を購入した事情もある。

(3) したがって、B には背信性は認められない。再々反論は認められる。よって、B D 間の賃貸借契約は解除できず、D の承諾があった場合と同様の法律関係になると解されるから、B C 間の賃貸借契約も有効である。

5 以上により、D は B 、 C に対して明渡請求をすることができない。

第2 設問2

1 設問前段

(1) C は B に対して必要費償還請求（608条1項）として 200 万円の支払請求をすることが考えられる。

(2) 雨漏りを止めるための補修は物の保存に通常必要なものであり、「必要費」に該当する。補修を要するようになったのは大地震が原因なので賃借

人Cの帰責ではない。したがって、修繕義務は賃貸人のBが負っている（606条1項）。

よって、当該必要費は「賃貸人」B「の負担に属する」ものである。

(3) 以上により、Cのこの請求は認められる。

2 設問後段

(1) CはDに対して、債権者代位権（423条1項本文）に基づき補修費200万円を請求することが考えられる。

CはBに対して上記支払請求権を持つが、これは「直ちに」行使できるものである（608条1項）。

その他の要件も特に問題となるところはないため、この請求は認められる。

(2) CはDに対して転用物訴権（703条）に基づき補修費200万円を請求することが考えられる。

ア Cは甲の修繕費を支出し、「損失」はある。

イ Dは甲の所有者であり、「利得」もある。

ウ たしかに、CがBに支払請求権を持つ以上、利得はBの財産が由来であり、利得と損失の因果関係がないようにも思えるが、Bが無資力である以上、CのBに対する債権の価値が無価値になるので、Dの利得はなお、Cの損失に基づくものといえ、因果関係もある。

エ BのDに対する必要費償還請求はCのBに対する必要費償還請求を弁済しない限り発生しない。B C D間の関係を全体としてみれば、Dが対価関係なしに利得を得たといえ、「法律上の原因」は存在しないといえる。

オ よって本請求は認められる。

(3) CのAに対する、債権者代位、転用物訴権に基づく上記(1)(2)と同様の請求については先立つ賃貸人の地位の喪失、先立つ所有権の喪失のAによる反論が認められるため、認められない。

以上